

令和 8 年 3 月 18 日
総合政策局地域交通課

松江地区にて松江市交通局と一畑バスによる共同経営がスタートします ～路線の共同運行、等間隔運行、市街地ゾーン内均一制運賃の導入等による 最適なサービスの提供～

国土交通省は、令和 8 年 3 月 6 日付で申請のあった「松江地区乗合バス事業共同運行計画 ACTION PLAN 2026」に基づく共同経営について、令和 8 年 3 月 17 日に独占禁止法特例法（※）に基づく認可を行いました。

- 国土交通省は、令和 8 年 3 月 6 日付で松江市交通局および一畑バス株式会社から申請のあった「松江地区乗合バス事業共同運行計画 ACTION PLAN 2026」に基づく共同経営について、令和 8 年 3 月 17 日に独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の内容は、島根県松江市において、松江市交通局と一畑バスが連携し、競合する一部路線での共同運行、等間隔ダイヤの導入などを通じて、利便性を損なうことなく運転士及び車両の効率化を図るとともに、感染症拡大などの不測の事態に対して柔軟な対応を可能とするために、相互にフォローするバックアップ体制を構築させるほか、2 社局の運賃体系を共通化し、利用者にわかりやすくシンプルな市街地ゾーン均一運賃の導入等を行うことで、2 社局の路線バス運行を安定的で持続可能なものとしていくことを目指します。
- 実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までになります。
- 国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちらをご覧ください>

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

※地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号）

<お問い合わせ先>

総合政策局地域交通課 西山、敷本、齊藤

TEL : 03-5253-8111（内線 54-808、54-815） 03-5253-8987（直通）



松江市共同経営計画(松江市交通局・一畑バス)について

- コロナ禍による路線バス輸送人員の減少と厳しい担い手確保の現状を受け、令和6年12月9日に、松江市内の路線バスを「あたかも一社」で担うというコンセプトの下、松江市交通局と一畑バスが連携協定を締結。
- 令和8年4月1日から、共同経営計画の認可を受け、**市街地ゾーン内均一制運賃の導入**や路線の共同運行、等間隔運行等を実施予定。

計画の概要

※独禁法特例法による共同経営に係る認可が必要な行為

(1) 運賃改定等

①均一運賃の導入(※)

- ・松江駅を中心とした**市街地ゾーン**で**250円均一運賃**を導入
- ・ゾーン外は対キロ区間運賃とし、初乗りを**250円**へ、現状260円以上の区間は**1割増**の値上げを実施

②通学フリー共通定期の発売

- ・2社局の路線バスが使える通学フリー共通定期の販売

③バス定期券のWEB購入システム

(2) 路線の効率化等

①路線の共同運行(※)

- ・川津線・八雲線で**共同運行**を実施

②等間隔ダイヤの導入(※)

- ・共同運行路線及び大庭線・万原線で**等間隔運行**を実施

③バス停時刻表の一元化等

④リアルタイム運行状況の提供

- ・GTFS-RT形式でオープンデータとして公開



市街地ゾーン均一運賃 + 対キロ区間運賃の導入イメージ

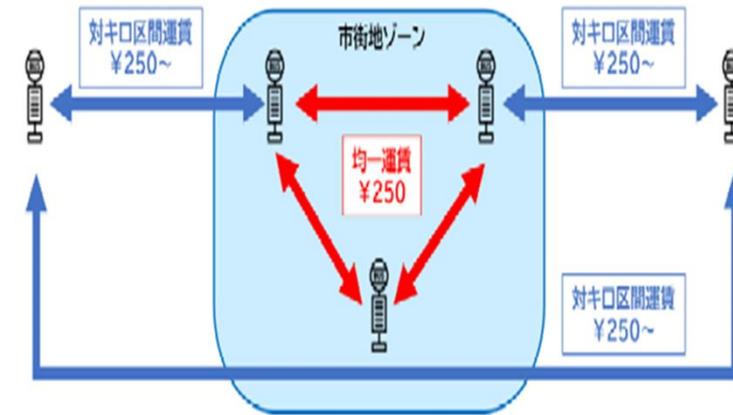


図 等間隔ダイヤ導入区間

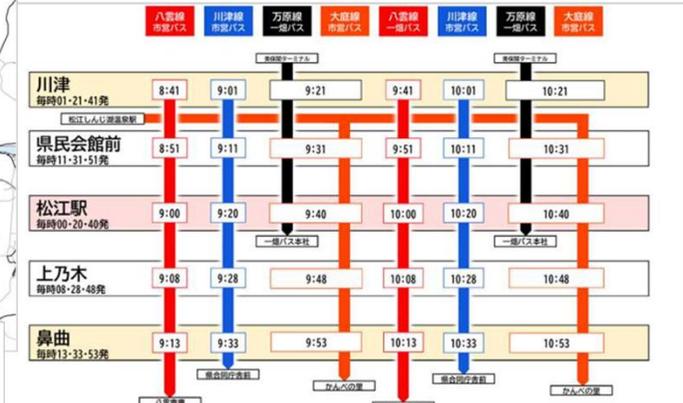


図 等間隔ダイヤイメージ (例: 川津⇒鼻曲方面)

図 共同運行路線図

計画区域：松江市全域

計画期間：令和8年4月～令和11年3月（3年間）